

5. 扶養控除等の所得金額要件の見直し

所得金額の算出方法および基礎控除額の変更に伴い、扶養親族等の合計所得金額要件も見直されます。

各要件については以下の表のとおりです。

要件等	改正前	改正後
同一年計配偶者および扶養親族の合計所得金額	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除にかかる配偶者の合計所得金額	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下※
勤労学生控除の合計所得金額	65万円以下	75万円以下

※令和3年度以降の配偶者特別控除の控除額一覧は以下のとおり

配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	～	～			
480,001円	～	950,000円	33万円	22万円	11万円
950,001円	～	1,000,000円	33万円	22万円	11万円
1,000,001円	～	1,050,000円	31万円	21万円	11万円
1,050,001円	～	1,100,000円	26万円	18万円	9万円
1,100,001円	～	1,150,000円	21万円	14万円	7万円
1,150,001円	～	1,200,000円	16万円	11万円	6万円
1,200,001円	～	1,250,000円	11万円	8万円	4万円
1,250,001円	～	1,300,000円	6万円	4万円	2万円
1,300,001円	～	1,330,000円	3万円	2万円	1万円
1,330,001円	～		0円	0円	0円